※高額療養費制度の説明

【70歳未満の方】

入院の際、高額な外来診療を受ける際は「限度額適用認 定証」の準備を

同じ月内に病院へ支払った医療費(3割負担)が高額になった場合、保険者(保険証の発行元)に申請をすると「自己負担限度額[※]」を超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。

ですが、この方法ですと一時的とはいえ多額の出費とその準備が必要です。また、 保険者に高額療養費の請求手続きをしなければならず、実際に戻ってくるまで時間を要します。

あらかじめ保険者より「限度額適用認定証」の交付を受け、病院へ提示すること により、病院からの請求額を自己負担限度額までとすることができます。診療当 月中に認定証を用意され、病院窓口にご提示下さい。

※自己負担限度額(2015年1月診療分より変更)

- 自己負担限度額には下表のとおりア〜オの5つの区分があります。医療機関は「限度額適用認定証」により区分(自己負担限度額)を確認します。
- 健康保険が適用されず全額自己負担になるもの(診断書などの文書作成料金、洗濯 代など)、食事に関する費用については、自己負担限度額の計算には含みません。

区分	国民健康保険の方	協会けんぽ 組合健保の方	自己負担限度額	
	前年の世帯の 所得合計(注 1)	標準報酬月額	日亡其担恢及假	多数該当 (注 2)
ア	901 万円超 または所得の申告を していない人がいる世帯	83 万円以上	252,600 円+ (総医療費-842,000 円)×1%	140,100 円
ィ	600 万円超~901 万円以 下	53 万円~79 万 円	167,400 円+ (総医療費-558,000 円)×1%	93,000 円
ゥ	210 万円超~600 万円以 下	28 万円~50 万 円	80,100 円+ (総医療費-267,000 円)×1%	44,400 円
エ	210 万円以下	26 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税 非課税世帯	被保険者が 市区町村民税 非課税者 等 (注 3)	35,400 円	24,600 円

- (注1)「所得合計」とは、世帯の国民健康保険加入者の前年(1~7月の計算は前々年)の所得(基礎控除後)の合計額です。
- (注2)「多数該当」とは、同じ世帯(同一保険加入者)の中で、過去12カ月間に 高額療養費の支給を3回以上受けている場合をいいます。
- (注3)「区分ア」または「区分イ」の標準報酬月額に該当する場合は、市区町村民 税が非課税であっても、「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

(例)健康保険3割負担の「区分ウ」の方で、1か月の医療費が総額

100万円の場合

限度額適用認定証を提示しなかった場合

素院からの請求額 (A)

100万円×3割 = 30万円 (一旦支払いが必要)

■ 自己負担限度額の計算(B)

80,100円+(100万円-26.7万円)×1%=87,430円

病院での支払い完了後、患者様側の手続きによって保険者から払い戻される

額(高額療養費)

(A) - (B) 30万円-87,430円 = 212,570円

限度額適用認定証を提示した場合

最終的な支払額に変わりはありませんが、当座の高額な出費が抑えられます。

図 病院からの請求額

80,100 円+(100 万円-26.7 万円)×1%= 87,430 円

(自己負担限度額を病院で計算し、請求上限とします)

高額療養費を請求する手続きは必要ありません。

【70 歳以上の方】

一部の方は「限度額適用認定証」の準備を

2018 年 8 月より 70 歳以上の方の高額療養費制度が変更となり、自己負担限度額が変更となりました。

一部の方については 70 歳未満の方同様に、あらかじめ保険者より「限度額適用認定証」の交付を受けたほうが良い場合があります。

- 現役並み所得区分(課税所得 145 万円以上/医療費窓口負担 3 割の方)の方は、あらかじめ保険者より「限度額適用認定証」の交付を受け、病院へ提示することにより、病院からの請求額を自己負担限度額までとすることができます(但し、課税所得 690 万円以上の場合は認定証が交付されません)。
- 低所得区分(市民税非課税世帯)の方は、あらかじめ保険者より「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院へ提示することにより、病院からの請求額を自己負担限度額までとすることができ、また、食事代の一部が減額されます。
- 一般所得区分(課税所得 145 万円未満)の方は、「限度額適用認定証」に関する手続きは必要ありません。

自己負担限度額(2018年8月診療分より変更)

- 自己負担限度額には下表のとおり6 つの区分があります。下表は同一月(1日~末日)あたりの自己負担限度額となります。
- 健康保険が適用されず全額自己負担になるもの(診断書などの文書作成料金、洗濯 代など)、食事に関する費用については、自己負担限度額の計算には含みません。

;	適用区分			
	課税所得	担割合	外来(個人ごと)	入院/外来+入院 (世帯ごと)
現役 並みⅢ	690 万円以上		252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) ×1% [多数該当 140,100 円] (注 2)	
現役 並みⅡ	380 万円以上 690 万円未満	3割	167,400 円 + (総医療費 – 558,000 円)×1% [多数該当 93,000 円](注 2)	
現役 並み I	145 万円以上 380 万円未満		80,100 円+ (総医療費-267,000 円) ×1% [多数該当 44,400 円] (注 2)	
一般	145 万円未満	1割 または 2割 (注1)	18,000円 [年間上限 144,000円](注 3)	57,600 円 [多数該当 44,400 円](注 2)
低所得 II	住民税非課税世 帯		8,000 円	24,600 円
低所得 I	住民税非課税世 帯 (一定所得以 下)		8,000 円	15,000 円

- (注 1) 75 歳以上の方は 1 割。70~74 歳の方は 2 割(1944 年 4 月 1 日以前生まれの方は特例により 1 割)。
- (注 2)「多数該当」とは、過去 12 カ月間に高額療養費の支給を 3 回以上受けている場合をいいます。
- (注3) 年間上限額の算定期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間。

「限度額適用認定証」の手続き・問い合わせ先

国民健康保険の方	市区町村の国民健康保険担当課	
全国健康保険協会 (協会けんぽ) の方	全国健康保険協会 都道府県支部(保険証に記載)	
組合健康保険の方	健康保険組合 または 職場の保険証取扱い担当者	
後期高齢者医療の方	市区町村の後期高齢者医療担当課	

[※]低所得世帯の方で減額・減免の適用を必要とする方は各手続き先にお尋ねください。